

新型コロナウイルス対応

事業継続のための対策計画（BCP） **Ver.14**

強調部分は赤字もしくは黄色のマーカースとします



2023年8月 1日

東海理研株式会社
佐藤恵里子

1. 概要

実施期間: コロナ感染が収束を見るまで

対象者

- ◆派遣社員・パート社員を含む全従業員及びその利害関係者(同居の家族)
但し、給与・休暇の補償を伴う事項は社員
(正社員・定年再雇用社員・パート社員)のみとする。

☆政府による5類への変更あるも、感染は拡大しています。
重症化リスクは低減しましたが感染力は強いようです。
これに伴い、社内ルールの見直しを実施します。

- ◎ソーシャルディスタンスを解除し、コロナ禍で阻害された**コミュニケーションの質の回復**を整えます。
- ◎**食堂を復活**し、社員間の交流を図ります。
- ◎**コロナ感染者もしくは疑われる場合は消毒薬・コロナ判定キットは無償支給**しますので、**経理総務課**にお申し出下さい。

2. コロナ5類に変更に伴う社内ルール

日常生活 編

- ① 毎日の検温報告を解除する。

体温に関わらずコロナ陽性患者はあります。

体温基準（37.5℃）を止めて、平熱+0.5℃+体調不良基準とする。

発熱はもちろん、平熱であっても、コロナ様（喉痛・咳・強い倦怠感）の症状があれば出社を控え、医師の診断を受けること。

- ② コミュニケーションの質の向上及び熱中症予防の観点から、花粉症等の場合を除き、ノーマスクを奨励するが、装着は自由とする。
- ③ 毎朝の掃除及び来客後の消毒清掃は廃止する。
- ④ コロナ罹患者が発覚した場合等のために、消毒スプレーは所定の場所（掃除用具庫等）に常備する。
- ⑤ 会議はコミュニケーションの質の向上のため、原則としてリアルで行う。但し、コロナ待機者及び遠方等の理由でリモートが便利な場合はこの限りではない。
- ⑥ 昼食は原則として食堂利用とするが自席でも可。マイボトル・箸・ナプキン持参は継続する。

新型コロナウイルス感染者発生 編

① コロナ陽性と判定された(疑われる)場合

- ・感染が疑われる症状(味覚異常・発熱・倦怠感・咳等)がある場合、速やかに最寄りの医師の診断を受け、同時に部門管理者に報告すること。
- ・陽性と判定されたら、自己隔離の上、同様に報告すること。
- ・陽性判定された場合は無症状であっても、発症の翌日から5日間自宅待機。
- ・発症から10日間は感染予防のため、不織布マスクを装着し、自席で食事すること。

② 家族が陽性判定された場合

- ・濃厚接触者の概念はなくなったため、コロナ様(倦怠感・咳・喉痛・味覚異常等)の症状がなければ、出社可。

本人発症後7日間は発症リスクがあると心得て下さい。

従って感染予防のため、本人発症後10日間は不織布マスクを装着し、自席で食事すること。

注意事項

初診では陰性であっても、体調変化による再診で陽性の場合があります。

新型コロナウイルス 療養に関するQ&A

令和5年5月8日以降（5類感染症に移行後）、
 新型コロナ患者は、**法律に基づく外出自粛は求められません**
 外出を控えるかどうかは、個人の判断に委ねられます

Q 新型コロナウイルス感染症は、
 他の人にうつすリスクはどれくらいありますか？

A ✓ 一般的にコロナ発症2日前から発症後7～10日間はウイルスを排出しているといわれています（症状軽快後もウイルスを排出しているといわれています）。
 ✓ 発症後3日間は、感染性のウイルスの平均的な排出量が非常に多く、5日間経過後は大きく減少します。
 ✓ 特に発症後5日間が他人に感染させるリスクが高いことに注意してください。

Q 新型コロナウイルス感染症にかかったら、
 どのくらいの期間、外出を控えればよいのでしょうか？

A 外出を控えることが推奨される期間等を以下に示しています。

外出を控えることが推奨される期間

周りの方への配慮

発症日を0日目^{※1}として5日間は外出を控え^{※2}、かつ、

・熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快した場合でも、24時間程度は外出を控え様子を見ることが推奨されます。症状が重い場合は、医師に相談してください。

※1 無症状の場合は検体採取日を0日目とします。
 ※2 こうした期間にやむを得ず外出する場合は、症状がないことを確認し、マスク着用等を徹底してください。

学校への出席停止期間

「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」です。
学校保健安全法施行規則（文科省所管）

※欠席が翌日同様の期間を「1週間のみ」として示しています。



10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、**不織布マスクを着用したり、高齢者等ハイリスク者と接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮しましょう。**

※発症後10日を経過しても咳やくしゃみ等の症状が続いている場合には、マスクの着用など咳エチケットを心がけましょう。

※乳幼児のマスクの着用については、2歳未満には要めず、2歳以上についても求められていません。

各医療機関や高齢者施設等においては、この情報を参考に、新型コロナウイルスに罹患した従事者の就業制限を考慮してください。（高齢者施設等については、重症化リスクを有する高齢者が多く生活することも考慮してください）

感染が大きく拡大した場合、一時的に、より強いお願いを行うことがあります。



新型コロナウイルス感染症について
（厚生労働省）
 作成：令和5年5月8日



新型コロナの診断を受けた後の過ごし方について

令和5年5月8日以降に新型コロナと診断された方については、**法律に基づく外出自粛を求める期間はなくなり、外出を控えるかどうかは個人の判断になります。**

そのため、県で行っていた**宿泊療養施設の設置や食料品・日用品の配送についても終了しました。**

①外出を控える期間の目安について

法律に基づく外出自粛を求める期間はなくなりましたが、周りの人にウイルスを感染させる可能性は引き続きあるため、療養をされる際には下記を参考にしてください。

- 新型コロナに感染した方は、**発症2日前から発症後7～10日間は、感染性のウイルスを排出する**と言われています。
- 特に発症後5日間で他人に感染させるリスクが高いため、**発症日を0日目（※1）として5日間は外出を控えること（※2）**、また、5日目に症状が続いていた場合には、**熱が下がり、喉の痛みなどの症状が軽快してから24時間が経過するまでは、外出を控え様子を見ることが推奨されます。**
（※1）無症状の場合は検体採取日を0日目とします。
 （※2）こうした期間にやむを得ず外出する場合でも、症状がないことを確認し、マスク着用等を徹底してください。
- 発症後10日間が経過するまでは、高齢者施設等の重症化リスクの高い方が多い施設への訪問はお控えください。
- 診断された後の登校または出勤などについては、学校や職場のルールに従ってください。



②自宅での過ごし方について

家庭内での注意事項

1. 感染者と他の同居者の部屋を分ける。
2. 感染者の世話をする人は、限られた方にする。
3. 感染者と接する際にはマスクを使用する。
4. 手洗いをする。
5. 日中はこまめに換気をする。
6. ドアの取っ手、ノブなどの共用部分を消毒する。



③あなたの身近な人の対応について

- 令和5年5月8日以降、新型コロナ感染者の同居家族などが「濃厚接触者」として特定されることはありません。また、法律に基づく外出自粛は求められません。
- 同居の方について行動の制限はありませんが、新型コロナ感染者の発症日を0日として、特に5日間はご自身の体調に注意してください。7日目までは発症する可能性があります。
- こうした間は、手洗い等の手指衛生や換気等の基本的感染対策のほか、マスクの着用や高齢者等の重症化リスクが高い方との接触を控える等の配慮をしましょう。もし症状が見られた場合には、上記**①外出を控える期間の目安について**を参考にしてください。

配布日：令和5年7月4日

医療機関名：

平岡医院

世界中が暗中模索の今こそ、

私たちは『元気印の自由人』として

無用に不安に陥ることなく

でき得る限り、予想し得る限り、万全の対策を講じることで

自分と家族と関わる全ての人を守り、幸せにするために

『何事に対しても愛と情熱を持って立ち向かいます』

